

電気通信事業法

# 外部送信規律 対応要否判断フローチャート

弁護士 水町雅子  
2024.10改訂

※本資料には筆者の誤記・誤解等が含まれている可能性があるため、外部送信規律対応に当たっては必ずご自身で原典をご確認ください。

※特に、本資料では平易な記載を行ったために、包括的な整理となっていない場合や、具体的状況等により本資料通りの整理とならない場面も考えられますので、ご注意ください。

# 外部送信規律とは

- Cookie等規制のため、電気通信事業法に基づき対応が必要
  - 利用者のPCやスマホなどから利用者情報を送信させるときが規制対象。Cookieに限らず、利用者PCやスマホなどに保存された情報を自社サーバや外部サーバに送信させていると、これに該当
  - 通信キャリアやインターネットサービスプロバイダなどに限らず、スマホアプリやWebサービス提供者も、これに該当しうる
- 何をするか
  - プライバシーポリシーに何情報をどこに何の目的で送信しているか公表等が必要
- 誰に対する規制か
  - 電気通信事業者か
  - 第三号事業を営む者
- 民間に限らず自治体・行政機関でも該当する場合がある
- 詳細は、以下参照  
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2023/01/23/185620>

# 規制対象者全体像

※「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」1Pの図を基に筆者修正

## 電気通信役務を提供する者

### 電気通信事業を営む者

法164条1項の事業を営む者

例) 親会社1社にのみ電子通信役務を提供する企業

### 電気通信事業者

電気通信回線設備を  
設置 又は 他人の通信  
を媒介

例) 電話・ISP

### 第3号事業を営む者

法164条1項3号の事業を営む者

例) アプリ提供事業者・SaaS

要登録・届出

要 外部送信規律対応

要 電気通信事業法対応 (検閲の禁止・通信の秘密保護)

法164条3項で、1・2号事業者は検閲の禁止(3条)・通信の秘密保護(4条)のみ適用。

3号事業者は、これらに加えて、外部送信規律(27条の12)・業務改善等命令(29条2項4号)・あっせん(157条の2)・報告徴収等(166条1項)・氏名公表(167条の2)・罰則(186条3号・188条17号)適用。

# 規制対象者判断フロー

※ 「電気通信事業参入マニュアル [追補版] 」 10-13Pの図を基に筆者修正。

※ わかりやすさを重視し、平たい表現にしているため、正確性に欠ける可能性があります。

## (1) 電気通信役務該当性

電気通信役務：電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう（法2条3号）

### ■ 電気通信設備を他人の通信の用に供しているか

サーバ、PC、スマホ、回線設備等（電気通信設備。必ずしも自社所有に限定されない）を、自社と自社以外の間の通信に使っているか、他者同士の通信に使っているか

→Yesだと「電気通信役務」該当。  
情報送信・情報受信していれば基本的に誰でも該当する。

No

非電気通信役務で対象外

## (2) 以降を判断する

以下の16Pは、情報オンライン提供サービス等の該当性のみに関するフローチャートのため、全体的な判断フローを筆者にて作成。  
総務省パンフ→ [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862755.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862755.pdf)

# 規制対象者判断フロー

※ 「電気通信事業参入マニュアル [追補版] 」 10-13Pの図を基に筆者修正。

※ わかりやすさを重視し、平たい表現にしているため、正確性に欠ける可能性があります。

## (2) 電気通信事業該当性

電気通信事業：電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法118条1項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう（法2条4号）

### ■ I 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供しているか

自己の需要のためであれば非該当。自らの業務の遂行に当たって又はそれに付随して電気通信設備を業務上の関係を有する他人との通信の用に供することは、自己の需要に応ずるものと判断され、基本的には、「他人の需要に応ずるため」に当たらない。つまり、自己の需要に応じて、電気通信役務を必ずしも前提としない本来業務の手段として利用していると判断される。（参入マニュアル3P）

自己の需要の例)

- 個人や企業等の専ら**自己の情報発信のためのホームページ**の開設
- 自己のメールアドレスのためのメールサーバの運用
- **自社商品や自社サービスのオンライン販売**

ただし、オンラインニュースや映像配信など、自社の**商品やサービス自体がインターネットで提供される場合は**、電気通信役務の提供（情報の送信）を前提としているため、電気通信事業に**該当**する。

電気通信役務の提供を前提としない本来業務の遂行手段として活用している場合は、電気通信役務を「自己の需要」のために提供するものであり、「他人の需要に応ずるため」に該当しない。

Yes

No

非電気通信事業で対象外

## (2) II 以降を判断する

# 規制対象者判断フロー

※ 「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」 10-13Pの図を基に筆者修正。

※ わかりやすさを重視し、平たい表現にしているため、正確性に欠ける可能性があります。

## (2) 電気通信事業該当性

### ■ II 事業であるか

「事業」とは、主体的・積極的意思（提供条件の公示等客観的に判断されるもの）、目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいう。営利性がなくても「事業」性がないことの根拠にはならない。

事業**非該当**①：非常事態時に緊急・臨時的に提供するもの、**試験的・一時的**に提供するもの、提供者が利用者の**法的権利に応えて**提供するもの

- 例) 非常災害発生時における緊急通信、警察、消防等の相互通信（参入マニュアルに記載有）
- 例) 国・自治体の申請サイト（水町が考えた例）

事業**非該当**②：電気通信役務を独立して提供するものでなければならず（独立性）、他のサービスに付随して電気通信役務の提供を行うことは含まれない。情報の送受信それ自体にサービスとして独立の意味がある場合には「電気通信事業」に当たる。

- 例) ホテルの宿泊サービスの一環として提供される電話やインターネットサービス

↓ Yes

No →

非  
電  
気  
通  
信  
事  
業  
で  
対  
象  
外

## (3) 以降を判断する

# 規制対象者判断フロー

※ 「電気通信事業参入マニュアル [追補版] 」 10-13Pの図を基に筆者修正。

※ わかりやすさを重視し、平たい表現にしているため、正確性に欠ける可能性があります。

## (3) 電気通信事業を『営む』者該当性

### ■ 営むに該当するか

電気通信事業を「営む」とは、電気通信役務を利用者に**反復継続**して提供して、電気通信事業自体で利益を上げようとする事、すなわち**収益事業**を行うこと（**現実に利益が上がるか否かは要件とはならない**）。名目上**料金を徴収していない**としても、例えば**広告収入**を得るなど、実質的に電気通信役務の提供により利益を上げているとみなされるときには、電気通信事業を「**営む**」ことに**該当**する。

- **非該当例**：株式会社が自己の社員や社宅、グループ企業等に対して電気通信役務を提供する場合等、**無償・原価ベース**での提供
- **該当例**：公益法人や非営利団体であっても、原価を償って多少利益が出る程度の**有償性**をもって電気通信役務を提供
- **該当例**：営利を目的としなくても、地方公共団体が行う電気通信事業であって、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務や卸電気通信役務に該当する場合は、法165条1項に規定する届出が必要。

No

非電気通信事業を営む者で対象外

Yes

## (4) 以降を判断する

# 規制対象者判断フロー

※「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」P13で1号・2号事業に該当しない場合は、登録・届出が必要な電気通信事業か3号事業に流れる。外部送信規律を考えると、参入マニュアルフローとは異なり、1又は2号該当の場合であれば、電気通信事業者ではなく規律対象外となる。もっとも1又は2号該当、かつ3号該当であれば規律対象となるが、そのようなものは現実的にはないのではと考えた。

## (4) 法164条1項事業該当性

適用除外の電気通信事業：法164条1項1号又は2号に該当する場合。  
登録・届出不要となるが、検閲禁止と通信秘密の保護は適用。

### ■ I 第1号事業に該当するか

第1号事業：**専ら一の者**に電気通信役務（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く）を提供する電気通信事業  
電気通信役務の提供先が1人又は1社に限られている場合をいう。

- **非該当例**：企業Aの一部門であるBが別会社として分離独立して、企業Aにのみ電気通信役務を提供する

### ■ II 第2号事業に該当するか

第2号事業：その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と**同一の構内**（これに準ずる区域内を含む。）**又は同一の建物内**である電気通信設備その他**総務省令で定める基準に満たない規模**の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

↓ No

外部送信規律対象外？  
Yes →

(4) III以降を判断する



# 規制対象者判断フロー

※ 「電気通信事業参入マニュアル [追補版] 」 14Pの図を基に筆者修正。

※ わかりやすさを重視し、平たい表現にしているため、正確性に欠ける可能性があります。

## (4) 法164条1項事業該当性

### ■ III-1 第3号事業に該当しないか

第3号事業：電気通信回線設備を設置するか

※基地局の無線などを指し、電気通信回線設備を設置するのは、キャリアなど。

Yes

### ■ III-2 第3号事業に該当するか

電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務**以外**の電気通信役務に該当するか

「他人の通信を媒介」するとは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。

サーバを用いて、インターネット経由で情報を利用者に提供するような場合等、自己の電気通信設備を自己と他人との間の通信に使用することは、「他人の通信を媒介」することには該当しない。

除外：ドメイン名電気通信役務 ドメイン名に対応してIPアドレスを出力する等

除外：規模の大きい\*検索情報電気通信役務 検索情報に対応してURLを出力する等

除外：規模の大きい\*媒介相当電気通信役務 不特定の利用者間の交流サイト等

\*前年度における一月当たりの利用者の数の平均が一千万以上

Yes

No

(4) IV以降を判断する

電気通信事業者として外部送信規律対象

# 規制対象者判断フロー

※ 「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」 14Pの図を基に筆者修正。

※ わかりやすさを重視し、平たい表現にしているため、正確性に欠ける可能性があります。

## (4) 法164条1項事業該当性

(3) 電気通信事業法164条1項3号事業、かつ(4) 「総務省令22条の2の27で定める電気通信役務を提供する者」に該当する場合、登録・届出は不要だが、外部送信規律対応要。

### ■ IV 総務省令22条の2の27に該当するか

- ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る）により提供されるものであって、以下のいずれかに該当するもの
  - ① 他人の通信を媒介する電気通信役務
  - ②-1 その記録媒体に記録した情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有するサーバや端末等を他人の通信の用に供する電気通信役務 例) ライブ配信サイト・オンライン教育アプリ
  - ②-2 その送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有するサーバや端末等を他人の通信の用に供する電気通信役務 例) SNS・掲示板
  - ③ 入力された検索情報に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務 例) 検索サイト
  - ④ 不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有するサーバや端末等を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの 例) ニュース配信サイト・就職情報アプリ

# 規制対象者

(情報送信指令通信に係る通知等)

第二十七条の十二 電気通信事業者又は第三号事業を営む者\* (内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。) は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信 (利用者の電気通信設備が有する情報送信機能 (利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。) を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。) を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。(略)

\***第百六十四条第一項第三号**に掲げる電気通信事業 (法2条7号イ)

(適用除外等)

第百六十四条 三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務 (次に掲げる電気通信役務 (ロ及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。) を除く。) を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

- イ ドメイン名電気通信役務
- ロ 検索情報電気通信役務
- ハ 媒介相当電気通信役務

# 規制対象者たる第三号事業者

(利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

第二十二條の二の二十七 法第二十七條の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものとする。

- 一 他人の通信を媒介する電気通信役務
- 二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

# 規制対象者たる電気通信事業者

## 電気通信事業法 2 条

一電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

三電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。

五電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいう。

（営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い）

第百六十五条 1 営利を目的としない電気通信事業（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。）を行おうとする地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。